

令和2年度 第8回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年11月26日(木) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 13名 欠席委員 1名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	欠
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	12	山田 聡		13	谷口 八千代	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 7名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	小川 博之		推進委員	増崎 淳子	
	推進委員	山本 哲也		推進委員	中西 一夫	
	推進委員	山平 重治郎		推進委員	下田 健二	
	推進委員	吉見 克巳				
	事務局長	吉村 克己				
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 2 年度第 8 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 8 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 12 番、山田 聡委員と 13 番、谷口 八千代委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 10 番、御荘菊川 1790 番、地目・面積は畑・6,665 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 52.6aでございます。 受付番号 11 番、御荘菊川 1788 番 2、地目・面積は畑・920 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aですが、3 条申請、受付番号 11 番 12 番 13 番の合計で 37.6aでございます。 受付番号 12 番、御荘長洲 70 番外 3 筆、地目・面積は田・1,893 m ² 、畑・319 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aですが、3 条申請、受付番号 11 番 12 番 13 番の合計で 37.6aでございます。 受付番号 13 番、御荘長洲 381 番 2 外 1 筆、地目・面積は畑・635 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aですが、3 条申請、受付番号 11 番 12 番 13 番の合計で 37.6aでございます。 受付番号 14 番、緑甲 117 番外 2 筆、地目・面積は畑・2,219 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 199.3aでございます。 受付番号 15 番、増田 1425 番 1、地目・面積は田・236 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 420.7aでございます。 受付番号 16 番、中川 1119 番 1、地目・面積は田・264 m ² で 3 条有償移転

	<p>でございます。経営面積は 68.6a でございます。</p> <p>以上 7 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。10 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、平山の一番奥になります。平山と菊川の境にある土地です。申請地は、譲渡人が亡くなった旦那さんから相続されましたが、生前に実の弟である譲受人に貸してアボカドを栽培していて、今後も、栽培するそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。11 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、10 番の申請地から、少し下っていったところになります。左側に田んぼが一面あるのですが、その田んぼの一番端の海側になります。申請地は、譲渡人が相続したものです。譲受人に確認すると、取得後は、栗と桃を植栽して、栽培・管理するということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。12番お願い致します。
委員	場所は、長洲園地の方に入って行って、右側に田が一面あるのですが、そのうちの3筆と、自宅前の畑になります。この土地は、譲受人が高校卒業して以来耕作をされていて、これまで通り、耕作するということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。13番お願い致します。
委員	場所は、12番の申請地の近くです。譲受人の自宅の周りです。譲渡人と譲受人は友人関係で、今借りている土地を譲渡してもらい、これまで通り耕作していくそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。14番お願い致します。
委員	場所は、緑新鮮市から一本松方面に行き、農免道路の分かれ道を右に入

	<p>り、ずっと奥に行ったところです。117・118-2 は、すぐにでも利用できるほど管理されています。134 は畑として耕作していきたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>15 番は太田委員が議案当事者ですので退室をお願ひ致します。</p> <p>(太田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>15 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、譲受人の家から斜めに見下ろしたところです。譲受人が現在、きちんと栽培しています。譲渡人の母は地元にいるが、本人は県外のため、申請地を譲り受けることになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>(太田委員入室)</p>

議長(会長)	16 番お願い致します。
委員	場所は、精米所の前の旧国道と新しい国道の間になります。以前から、譲受人の父が借りて作っていたのですが、今回正式に、移転ということになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 1 番、緑乙 3405 番 9 外 2 筆、地目・面積は田・135.8 m ² でございます。転用目的は倉庫・車庫・居住用住宅の敷地の拡張でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。
委員	場所は、小学校より僧都に向かっていき、途中左に曲がった道と旧県道との交差点のところ。申請人の叔父の住宅を相続し、名義を変えようとしたとこ

	<p>ろ、一部農地になっていたことがわかり、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、1番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号8番、御荘菊川3135番2、地目・面積は田・498㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号9番、御荘長月3604番4、地目・面積は畑・56㎡でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号10番、御荘長月3604番5、地目・面積は畑・76㎡でございます。転用目的は物置でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号11番、城辺甲3873番1、地目・面積は田・447㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われれます。</p> <p>受付番号12番、城辺甲3873番3、地目・面積は田・500㎡でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落</p>

	<p>接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>受付番号 13 番、城辺乙 844 番 6、地目・面積は畑・214 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 14 番、広見 625 番 3、地目・面積は田・497 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上 7 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。8 番お願い致します。</p>
委員	<p>国道から左側へ入り、山を一つ越えた場所です。現在は、一部で自家用の野菜を作っています。今回は、親から息子へ所有権移転です。息子の住宅を建てるといことです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。9 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は長月の入り口の住宅が密集しているところです。敷地が狭いので、駐車場を作りたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。10 番お願い致します。
委員	場所は 9 番と同じところです。物置として利用するということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。11 番お願い致します。
委員	場所は、城辺保育所の裏の駐車場から入って集会所の少し手前になります。譲受人は現在借家住まいということで、申請地に居住用の住宅を建築したいということです。転用することによって生ずる付近の環境等につきましては特に問題はないと思われます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。12番お願い致します。</p>
委員	<p>11番と同じ場所です。一つの田を区切った形です。譲受人が資材置き場のために購入したいということです。現在ある資材置き場は借地ということで、会社の近くに資材置き場を構えたいということからの申請になりました。同じように、転用することによって生ずる付近の環境等につきましては特に問題はないと思われます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。13番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、スーパーから上がって行って、一番高いところになります。譲受人が現在借家住まいということで、申請地に居住用の住宅を建築したいということです。転用することによって生ずる付近の環境等につきましては特に問題はないと思われます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 14番ですが、地元委員さんが欠席のため、事務局お願い致します。</p>

事務局	<p>場所は広域農道の惣川大橋付近にあります池の南側です。借受人は今年12月末で定年退職されます。郷里である愛南町に帰りまして、実家近くにありますが申請地を弟から借受け、居住用住宅一棟を建築されたいということで、今回の申請が出されています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号227番は再設定で、柏223番、地目・面積は畑・1,841㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号228番は再設定で、柏224番、地目・面積は田・1,224㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号229番は再設定で、柏217番、地目・面積は畑・1,221㎡、使用貸借で生産物は甘夏、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号230番は再設定で、御荘長月3451番外1筆、地目・面積は田・3,561㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号231番は再設定で、御荘長月866番1外1筆、地目・面積は田・5,084㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号232番は再設定で、御荘長月1441番、地目・面積は樹園地・21,934㎡の内4,274㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号233番は再設定で、城辺甲5282番1外8筆、地目・面積は畑・4,796㎡、賃貸借で生産物は河内晩柑、期間は10年でございます。</p>

受付番号 234 番は新規で、御荘平城 3607 番外 3 筆、地目・面積は田・3,011 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 235 番は新規で、広見 352 番、地目・面積は畑・1,915 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 236 番は新規で、上大道 698 番、地目・面積は畑・2,133 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 237 番は新規で、上大道 155 番 1、地目・面積は畑・1,464 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 238 番は新規で、城辺乙 391 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,754 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 239 番は新規で、城辺甲 5464 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・2,568 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 240 番は新規で、上大道 1509 番 1 外 4 筆、地目・面積は畑・4,389 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 241 番は新規で、上大道 1510 番 1、地目・面積は畑・697 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 242 番は新規で、緑乙 708 番、地目・面積は田・4,385 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稻裏作の期間であります 11 月 1 日から 4 月 30 日までの利用でございます。

以上 16 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 山田 聡

議事録署名人 谷口 八代